

農福連携サポーター派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、農業分野等において障がい者等の就労機会を創出・拡大するため、「農福連携サポーター」(以下「サポーター」という。)の農業者、林業者(林業を行う事業所を含む)及び就労継続支援事業所等(以下「事業所」という。)への派遣による障がい者等の作業のサポート等について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 一般社団法人クロスオーバー(以下「クロスオーバー」が実施する。

(業務の範囲)

第3 サポーターの業務は次のとおりとする。

ア 施設外就労における支援

- ① 農業者及び林業者からの指示内容を理解し、障がい者等の作業に反映
- ② 障がい者等の作業状況を監督しつつ作業を支援
- ③ 作業結果を農業者及び林業者に報告するとともに、作業方法等を修正

イ 施設内就労における支援

- ① 事業所が自ら行う農業活動等に対する技術的支援・アドバイス

(登録及び派遣に係る事務)

第4 事業を円滑に実施するため、サポーターの登録及び派遣に係る事務は、クロスオーバーが担うものとする。

2 クロスオーバーは、サポーターの派遣に関して、農家等や事業所等と連携しつつ、円滑な支援体制の構築に努めなければならない。

(サポーターの登録)

第5 サポーターとして活動しようとする者は、登録申請書(様式第1号)により、クロスオーバーに申請を行う。

2 クロスオーバーは、前項の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、登録台帳に登録し、本人あてに登録を証する書面(様式第2号)を交付する。

- (1) 事業所からの推薦により、農作業等または障がい者等の就労支援に係る実績のある者
- (2) 地域で農業活動等を行っている農業者等
- (3) その他、農作業の経験があり適当であると認める者

3 クロスオーバーは前項により登録した者のうち、次に該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 本人から登録を辞退する旨の申出があったとき
- (2) クロスオーバーが相応しくないと判断したとき

4 登録期間は申請日から3年間とし、更新する場合は、改めて上記第1項の規定により手続きを行うものとする。

(サポーターの派遣申請)

第6 事業所が、農業者及び林業者において施設外就労を行う場合、もしくは、事業所自ら取り組む農業活動等にサポーターによる支援を必要とするときは、サポーター派遣申請書(様式第3号)をクロスオーバーに提出する。

2 クロスオーバーは、申請内容を審査し、必要と認められる場合は、派遣決定通知書(様式第4号)により、事業所に通知しサポーターを派遣する。

(派遣日数及び派遣時間)

第7 サポーターの派遣時間の上限は原則として別表のとおりとする。

2 事業所は、当該時間の上限を超えてサポーターの派遣を要する場合は、事前にクロスオーバーに協議するものとする。

(派遣結果の報告)

第8 派遣されたサポーターは、派遣終了の日から起算して15日を経過した日又は活動を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、活動成果を活動内容報告書(様式第5号)によりクロスオーバーに報告するものとする。

(報酬)

第9 クロスオーバーは、サポーターに対して、活動時間等に応じて、別表に掲げる報酬を支払うこととする。ただし、次の場合に報酬の支払いを行わないことができる。

- (1) 第8の報告に不備があるとき
- (2) 活動報告が虚偽であるとき
- (3) サポーターの活動の相手方やその内容が重複するとき

(サポーターの免責)

第10 免責等の取り決めは次のとおりとする。

- (1) サポーターは、派遣中又はその前後において、事故や約束事の不履行により関係者が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。
- (2) サポーターの派遣に伴って発生した事故災害等による損害は、クロスオーバーは賠償の責を負わない。

(秘密の保持)

第11 サポーターは、その業務を行うに当たって知り得た秘密及び個人情報を、支援業務以外に用いてはならない。職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第12 本事業に関する総合的な事務は、クロスオーバーが行う。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

【別表】

○農福連携サポーターの報酬単価

<施設内外就労に係る支援>

活動内容	単価	派遣可能時間	備考
・農業者及び林業者の作業 指示の理解と伝達 ・農業者及び林業者への作 業結果報告 ・障がい者等の作業状況の 監督及び作業支援 等	1時間あたり 1,200円	1事業所あたり 年間80時間まで (応相談)	30分の場合は半額 15分未満切り捨て、 15分以上切り上げ